

非自発的失業に係る保険税の軽減について

■非自発的失業者に係る保険税の軽減措置

平成22年4月より、非自発的な失業のため職場の健康保険を脱退し、国民健康保険に加入された人に対する保険税の軽減制度が始まりました。

■対象となる人

次のすべての条件を満たす人が対象です。

○平成21年3月31日以降に失業した人

○失業時点で65歳未満の人

○雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者

※特定受給資格者または特定理由離職者であるかは、雇用保険受給資格者証の第1面「13 離職年月日 理由」欄に記載の番号で確認します。

特定受給資格者理由コード・・・11, 12, 21, 22, 31, 32

特定理由離職者理由コード・・・23, 33, 34

上記のコードが記載されている人が対象者となります。

■軽減内容、期間

保険税の所得割を算定する際、失業した日の翌日からその翌年度末までの間、非自発的失業者の給与所得を30/100として算定します。(ただし、平成21年3月31日から平成22年3月30日までに失業した人は、平成22年度末までの期間が対象となります)

※軽減期間中に職場の健康保険に加入し、国保の資格を喪失した場合、軽減措置は終了します。

■申請方法

保険証及び雇用保険受給資格者証を持参し、税務課窓口で「特定対象被保険者等申告書」を提出してください。